

## 資料5 新潟県あて厚生省回答

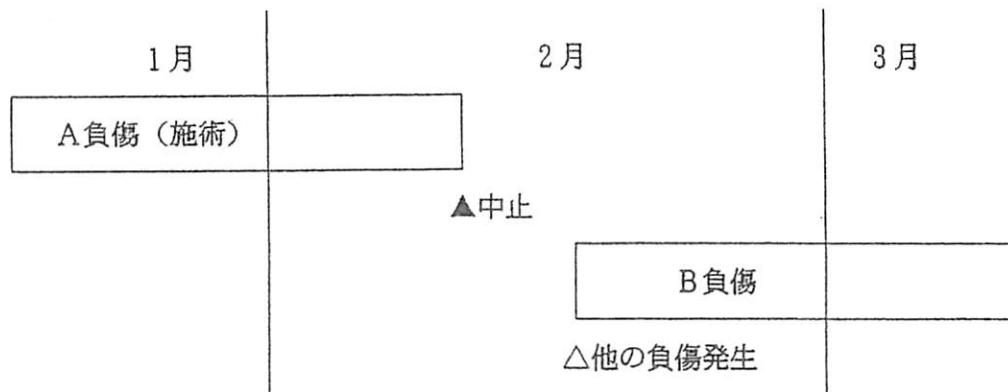
平成11年5月28日

### 柔整の算定基準の実施上の留意事項について

- 第2初検料2について、事例における取扱いは次のとおりである。  
(施術継続中に他の疾病が発生した場合の取扱い)

#### (事例)

患者が任意に施術を中止し、他の負傷が発生して初検を行った場合の初検料の算定について



#### (答)

他の負傷（B負傷）に係る施術を行う際、従前のA負傷に対する施術を行わなかった場合は、従前の負傷が治癒したと判断されるものであり初検料の算定は可能。また、従前のA負傷に対する施術を行った場合は、施術継続中と判断され初検料の算定はできない。

なお、患者が任意に施術を中止し、1ヶ月以上経過した場合は、算定は可能。